

## 仁愛訪問看護センター運営規程

(事業の目的及び運営の方針)

第1条 株式会社仁愛ケアサービスが開設する仁愛訪問看護センター（以下「当事業所」という。）が行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にあり、主治の医師が指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の必要を認めた高齢者等に対し、適正な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供することを目的とする。

第2条 当事業所は、要介護・要支援状態となった利用者に対し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものである。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに主治医及び居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、指定訪問看護にあつては「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を、また指定介護予防訪問看護にあつては「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

当事業所の名称及び所在地は以下の通りとする。

- 一 名称 仁愛訪問看護センター
- 二 所在地 福井県福井市乾徳4-4-7

サテライト事業所

- 一 名称 仁愛訪問看護センター しみず
- 二 所在地 **福井県福井市竹生32-48**

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 当事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師1名

管理者は、当事業所の従業者の管理及び指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、従業者に必要な指揮命令を行うものとする。

二 看護師等 看護師常勤換算2.5名以上

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し主治の医師に提出、指示書に基づいた指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たるものとする。また利用者に対しては、訪問看護計画書を交付しそれぞれ署名するものとする。

三 その他 事務職員1名（常勤）

四 なお、従業者の職種、員数及び職務の内容に変更があった場合は、その都度指定事業変更届を提出すると共に、毎年度初頭に最新の運営規程を提出するものとする。

（営業日及び営業時間）

第4条 当事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一 営業日（下記の休日以外とする。）

- （1）日曜日・土曜日午後（12時30分以後）
- （2）国民の祝日
- （3）年末年始（12月31日～翌年1月3日）
- （4）その他、特に指定した日

二 営業時間 平日は午前8時30分～午後5時30分までとする。

土曜日は午前8時30分～午後0時30分までとする。

三 電話等により24時間常時対応が可能な体制とする。

（指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容）

第5条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事および排泄等日常生活の世話
- 四 褥創の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導・相談
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置
- 十一 医師、各事業所との連携

（利用料等）

第6条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が法定代理受領サービス

であるときは、その基準額に利用者の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額とする。

- 2 当該指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が法定代理受領サービス以外であるとき
  - 一 1時間30分を越えた場合、30分増す毎に1,100円増とする。
- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に要した移動費は、その所定単位数の5%を加算するものとする。
- 4 その他の利用料は以下のとおりとする
  - 一 死後の処置料は、5,500円とする。
  - 二 その他の費用は実費とする。
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、福井市、坂井市、吉田郡とする

（緊急時等における対応方法）

- 第8条 看護師等は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする
- 2 看護師等は前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治の医師に報告することとする

（事故発生時の対応について）

- 第9条 当事業所は利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村の各介護保険担当課、利用者の家族、主治医等に連絡を行うとともに、原因究明、当面の対応および今後の措置等必要な対応を実施する
- また、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに実施する

（苦情処理体制及び手順について）

- 第10条 当事業所内に携帯電話による24時間対応による常設の窓口を設置し、利用者からの苦情があった場合は必要に応じて臨機応変にかつ迅速に対応する。

苦情処理担当者：紘谷 奈穂美 TEL0776-26-7313

- 2, 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための手順

- 一 当事業所は、利用者から指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容等に苦情・相談等があった場合、まず事実関係等を確認し、利用者の不利益にならぬよう迅速かつ適切に対応する。また必要に応じて他サービス事業者等への連絡要請・改善要請等を行うとともに介護支援事業所や地域包括支援センター及び当該利用者に係る他サービス事業者等との連携によってケアプランの見直しあるいは変更を行う。

- 二 当事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して

は、窓口となる市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村職員からの質問もしくは照会に応じ、苦情に関して市町村あるいは国保連が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行い、当該利用者との円満な解決に努める。

(訪問看護サービスの停止について)

第 11 条 万一、利用者側が客観的及び常識的に観て今後の継続的な利用が困難と思われる程の著しい迷惑・背信行為を日常的に行った場合については、その内容を記載した文面を作成し、自治体監督機関等に連絡相談の上、契約の解除等を検討する。

(衛生管理等)

第 12 条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(虐待防止のための措置)

第 13 条 当事業所内に携帯電話による 24 時間対応による常設の窓口を設置し、利用者からの連絡があった場合は必要に応じて臨機応変にかつ迅速に対応する。

虐待防止責任者 : 管理者 TEL0776-26-7313

2 当事業所は、虐待防止委員会を設置(身体拘束・虐待防止委員会で設置済み)し、業務を通して利用者が家族等から虐待等を受けたと思われる状況を把握した場合は、速やかに市町等の関係窓口や地域包括支援センター等に通報相談し、対応協議するものとする。

また、従業者からの虐待に関しても基本的に同様の措置を採るものとするが、事業所側からの積極的な虐待防止の意味合いから、これまで同様に研修勉強会等は定期的を実施し、介護職に限らず事業所の様々な職種(事務や調理員、運転手等)の支援者も含み実施する。また、新任職員やパート(短時間労働)の従事者へも特性を理解してもらえよう研修を行い、各勉強会等により自己啓発に努めるものとする。その他、苦情解決体制を整備し、該当者に関しては成年後見制度の利用支援を行うものとする。

(身体拘束の禁止)

第 14 条 身体拘束は原則禁止とする。ただし、切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した場合は、多職種協働で計画書を作成し、その内容を利用者及び家族に説明を行い、その内容について利用者及び家族の署名、捺印をもらった上で、期間を決めて実施するものとする。また、身体拘束・虐待防止適正化委員会を設置し、事業所側から積極的な身体拘束および虐待防止の適正化を図る意味合いから、研修等により自己啓発に努めるものとする。

(個人情報保護)

第 15 条 当事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者での医療・介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はそ

の代理人の了解を得るものとする。

(暴力団排除)

第 16 条 当事業所を運営する設置者、役員及び事業所の管理者その他の従業者は福井市暴力団排除条例（平成 23 年福井市条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員と社会的に非難される関係を有する者であってはならない。

2 事業所はその運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条

一 看護師等の資質の向上のため研修の機会を確保する。

二 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

三 看護師等と同居の家族である利用者に対して指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供は出来ない。

四 苦情内容および事故内容はその処理内容を明記し 5 年間保管するものとする。

五 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社仁愛ケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。